



---

## 資料 3 令和 5 年度以降の検討内容について

---

2023年3月8日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



## ◆ 自然共生サイト認定制度について

令和5年度 **4月**から**運用自体は開始**するが、引き続き**以下について検討**し、認定促進に向けて**制度の改善**を図る。

- **管理の継続性**につながる**支援・優遇策**
- **民間取組・投資の持続的な促進**
- **省庁連携**による**相乗効果**
- **認定事務局の体制** など

## ◆ 団体との連携について

- 申請の**事務負担軽減**や**審査の効率化**の観点からの連携について検討を進める。
- 現時点では、例えば、**ABINC認証**、**SEGES認定**、**江戸のみどり登録緑地制度**、**森林経営計画認定**、**社寺林や庭園等の関係団体**等との連携について調整を進めているところ。

## ◆ 国の制度等に基づくOECMについて

- **関係省庁と連携・調整**し、国の制度等に基づくOECMの設定に向けた**検討・設定**を進める。

## ◆ 海域のOECMについて

※沿岸：領海かつ水深200m以浅の場所  
 沖合：内水及び領海の水深200m超の場所+EEZ

### ■ 海域の30by30達成に向けた考え方

	海洋保護区 (13.3%が既MPA)	OECM
沿岸 5%程度	(72.1%が既MPA) 国立公園の拡張	自然共生サイト
沖合 95%程度	10%が既MPA 拡張の可能性について検討	ふさわしい海域の 検討

合わせて30%を目指す

(参考)  
 生物多様性の観点から重要度の高い海域（沖合表層域）



### ■ 令和5年度以降の検討内容

- 令和3年度から令和4年度に検討した海域におけるOECMの考え方に基づき、沖合域において、**具体的なOECMとなりうる海域の検討を令和5年度から開始。**
- 令和5年度は重要海域など既存の科学的根拠や海洋資源利用の状況などを基に、**OECMの候補海域を抽出し、専門家の意見等を聞きながらOECM検討を進める。**
- 令和6年度以降は、OECM検討を継続するとともに、広大な海域を生物多様性保全の観点から継続的に**モニタリングする手法の検討等を順次実施**予定。